

# 要 請 書

島根県知事が昭和 29 年 3 月 1 日付で中国電力株式会社に対し、来島ダムの水を潮発電所の発電用として水利使用を認め、その 2 回目の許可期限の満了時期が平成 25 年 3 月 31 日と目前に迫っている。

河川法も昭和 39 年と平成 9 年に改正され、現在では河川の分水もできなく、また河川環境の整備もうたわれ、治水、利水、環境を総合的に管理することとなっている。

神戸川の状況は、来島ダムの水量の 90%が江の川に分水され、①来島ダムに堆積したヘドロが大量に流れ、志津見ダム下流では河床は真っ黒となっている。②魚もとれなくなるとともに、アオコの発生が見られる。

また、島根県と出雲市との昭和 29 年 7 月 2 日付の覚書、島根県から中国電力株式会社に出された昭和 29 年 3 月 1 日付の命令書、島根県と中国電力株式会社と出雲市ほかとの昭和 58 年 12 月 28 日付の確認書の事項も不履行となっている実態が浮き彫りになってきた。

私たちは、この 60 年間、県、中国電力株式会社に協力を行ってきたが、荒廃した河川・海の状況、運用の現況、今後の気象・河川環境を考えると神戸川へ水を戻し、かつてのような清流の神戸川を目指さねば農業、漁業、地域文化に大きな禍根を残すこととなる。

つきましては、3 月末の水利権の更新に当たり、国は、神戸川流域住民の声を十分に受け取り、水利権の更新の許可をされないよう「神戸川の水利使用更新絶対反対」の 26,763 名の署名簿と「公開請求資料にもとづく問題整理」を添えて強く要請するものである。

平成 25 年 3 月 3 日

神戸川再生推進会議

会 長 林 要 一

国土交通大臣 太田 昭宏 様

# 要 求 書

島根県知事が昭和 29 年 3 月 1 日付で中国電力株式会社に対し、来島ダムの水を潮発電所の発電用として水利使用を認め、その 2 回目の許可期限の満了時期が平成 25 年 3 月 31 日と目前に迫っている。

河川法も昭和 39 年と平成 9 年に改正され、現在では河川の分水もできなく、また河川環境の整備もうたわれ、治水、利水、環境を総合的に管理することとなっている。

神戸川の状況は、来島ダムの水量の 90%が江の川に分水され、①来島ダムに堆積したヘドロが大量に流れ、志津見ダム下流では河床は真っ黒となっている。②魚もとれなくなるとともに、アオコの発生が見られる。

また、島根県と出雲市との昭和 29 年 7 月 2 日付の覚書、島根県から中国電力株式会社に出された昭和 29 年 3 月 1 日付の命令書、島根県と中国電力株式会社と出雲市ほかとの昭和 58 年 12 月 28 日付の確認書の事項も不履行となっている実態が浮き彫りになってきた。

私たちは、この 60 年間、県、中国電力株式会社に協力を行ってきたが、荒廃した河川・海の状況、運用の現況、今後の気象・河川環境を考えると神戸川へ水を戻し、かつてのような清流の神戸川を目指さねば農業、漁業、地域文化に大きな禍根を残すこととなる。

つきましては、3 月末の水利権の更新に当たり、国から県に意見具申を求められるに際し、水利権の更新の許可をされないよう「神戸川の水利使用更新絶対反対」の 26,763 名の署名簿を国土交通大臣に提出し、「公開請求資料にもとづく問題整理」を添えて強く要求するものである。

平成 25 年 3 月 3 日

神戸川再生推進会議

会 長 林 要 一

島根県知事 溝口 善兵衛 様

# 要 求 書

島根県知事が昭和 29 年 3 月 1 日付で中国電力株式会社に対し、来島ダムの水を潮発電所の発電用として水利使用を認め、その 2 回目の許可期限の満了時期が平成 25 年 3 月 31 日と目前に迫っている。

河川法も昭和 39 年と平成 9 年に改正され、現在では河川の分水もできなく、また河川環境の整備もうたわれ、治水、利水、環境を総合的に管理することとなっている。

神戸川の状況は、来島ダムの水量の 90%が江の川に分水され、①来島ダムに堆積したヘドロが大量に流れ、志津見ダム下流では河床は真っ黒となっている。②魚もとれなくなるとともに、アオコの発生が見られる。

また、島根県と出雲市との昭和 29 年 7 月 2 日付の覚書、島根県から中国電力株式会社に出された昭和 29 年 3 月 1 日付の命令書、島根県と中国電力株式会社と出雲市ほかとの昭和 58 年 12 月 28 日付の確認書の事項も不履行となっている実態が浮き彫りになってきた。

私たちは、この 60 年間、県、中国電力株式会社に協力を行ってきたが、荒廃した河川・海の状況、運用の現況、今後の気象・河川環境を考えると神戸川へ水を戻し、かつてのような清流の神戸川を目指さねば農業、漁業、地域文化に大きな禍根を残すこととなる。

つきましては、3 月末の水利権の更新に当たり、県から市に意見具申を求められるに際し、水利権の更新の許可をされないよう「神戸川の水利使用更新絶対反対」の 26,763 名の署名簿を国土交通大臣に提出し、「公開請求資料にもとづく問題整理」を添えて強く要求するものである。

平成 25 年 3 月 3 日

神戸川再生推進会議

会 長 林 要 一

出雲市長 長岡 秀人 様